

# 資料

## 外国人介護人材の確保・定着に関する神奈川県と神奈川県住宅供給公社との連携協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と神奈川県住宅供給公社（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な連携を図り、県下の公社住宅団地（当該団地施設を含む。

以下「公社団地」という）を活用し、外国人介護人材の確保・定着に関する取組を推進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

(1) 外国人介護人材を受け入れる介護サービス事業者の外国人介護人材向け住宅確保の支援に関すること

(2) 公社団地に入居した外国人介護人材の地域活動参加等による地域住民との交流機会の創出ならびに公社団地の活性化に関すること

(3) その他、前条の目的のために必要と認められる事項

2 前項各号に定める事項に関する連携を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な連携事項については、甲乙合意の上、決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

## 資料

(反社会的勢力に関する対応)

第6条 甲と乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年3月26日

甲 横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 横浜市中区日本大通33  
神奈川県住宅供給公社  
理事長 高澤 幸夫